大規模周遊自転車イベント運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模周遊自転車イベント運営補助金(以下「本補助金」という。)の 交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」と いう。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、大規模周遊自転車イベントの開催を支援することにより、県内外へ本市の魅力を発信し誘客を図り、もって本市の地域振興・観光振興につなげることを目的として 交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、多数の参加 者が鳥取市及び周辺町を跨いだ長距離を自転車で周遊し、豊かな自然景観や地元の特産品を 楽しむための官民が連携するイベントを開催する事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者は、補助対象事業を運営する実行委員会とする。ただ し、鳥取市及び周辺の町が参画しているものに限る。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費から、参加料、協賛金、負担金その他収入により充当される額を除いた額を上限とし、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満は、切り捨てる。)で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付)

第7条 規則第11条第1項ただし書の規定により、本補助金の全部又は一部を概算払により 交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
 - (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費 (開催準備・当日に要した経費)

広報費	HP 作成・運営経費、各種掲載料(HP・マスコミ)
人件費	出演料 (ゲスト等)・報酬 (スタッフ・アルバイト・看護師・メカニッ
	ク等)
賃貸借	資機材費(アーチ・テント・椅子・机・ラック・電話・車両・PC・プ
	リンター・発電機・無線機・事務所・会議室・コーンなど)
警備費	警備委託費、交通安全指導員等報酬等
各種制作費	T シャツ・スタジャン・ゼッケン・看板等制作
印刷製本費	MAP・チラシ・ポスター印刷費等 ※デザイン料込
運送費	備品運搬費・印刷物郵送費等
消耗品費	紙、フィルム、はがき、封筒等
雑費	参加賞、文具等
その他	開催権利料、各種委託費(事務処理委託・管理運営委託等)、各種手数
	料、ごみ処理費等

[※]食糧費は、原則として対象外とする。